

建設関連業務の入札に係る最低制限価格の見直しについて

掲載日：2024年4月1日

本市では、建設関連業務の入札において、景気低迷等による事業者間の過度な価格競争による落札率の低下を抑制し、確実な契約の履行につなげるとともに、当該契約に係る業務に従事する労働者の賃金等へのしわ寄せを未然に防止することを目的とし、最低制限価格を設定しています。

地域経済の発展や若い技術者及び技能労働者などの人材育成の観点から、最低制限価格の設定範囲を見直すこととしました。

1 最低制限価格の設定範囲の見直しについて

下記のとおり最低制限価格の設定範囲を変更します。

現行	見直し後
予定価格の 概ね60%から85%の範囲	予定価格の 概ね <u>75%</u> から85%の範囲

最低制限価格は、国の算定式を基に算出した最低制限基準額に一定の範囲内で調整し決定します。これは、最低制限価格付近への応札の集中やくじの多発を防ぐために行うものです。

2 適用する建設関連業務について

建設関連業務とは、以下の業務です。

- ・ 測量業務
- ・ 建設コンサルタント業務
- ・ 地質調査業務
- ・ 補償コンサルタント業務（不動産鑑定業務を含む。）
- ・ 建築設計業務（工事監理業務を含む。）

3 対象案件について

令和6年4月1日以降に入札公告する一般競争入札及び指名競争入札通知を行う50万円を超える建設関連業務委託